

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成29年 6月21日（諮問第184号）
答申日	：平成29年12月27日（答申第141号）
事案名	：病院・診療所開設許可事項変更許可申請書等に係る部分開示決定に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が病院・診療所開設許可事項変更許可申請書等について、平成29年3月31日に行った部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）は、妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

1 平成26年9月2日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 添付書類1の別紙4（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の②変更前及び変更後の建物の平面図
- (2) 同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- (3) 添付書類1の別紙6（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の②変更前及び変更後の建物の平面図
- (4) 同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- (5) 添付書類1の別紙8（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の②変更前及び変更後の建物の平面図
- (6) 同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- (7) 添付書類1の別紙9（病院使用許可申請書）に添付の②変更前及び変更後の建物の平面図
- (8) 同使用許可書

2 平成26年10月16日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として特定した文書のうち、次の行政文書については、条例第7条第2号及び第3号に該当することを理由に、部分開示決定（以下「前回部分開示決定」という。）を行った。

- (1) 平成15年2月24日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更前及び変更後の平面図（以下「本件行政文書1」という。）
- (2) 平成15年4月3日付け「病院使用許可申請書」及び当該申請書に添付されている変更前及び変更後の平面図（以下「本件行政文書2」という。）

- (3) 平成23年11月8日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更後の平面図（以下「本件行政文書3」という。）
- (4) 平成25年3月25日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更後の平面図（以下「本件行政文書4」という。）
- (5) 平成25年4月17日付け「病院使用許可申請書」に添付されている変更後の平面図（以下「本件行政文書5」という。）
- 3 平成26年12月10日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、前回部分開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成27年2月24日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。
- 5 平成28年10月7日、当審査会は、前回部分開示決定は、これを取り消し、改めて条例第11条第1項の規定に基づく決定を行うべきであるとする答申（答申第125号。以下「前回答申」という。）を、実施機関に対して行った。
- 6 平成28年12月27日、実施機関は、前回部分開示決定を取り消すとの決定を行った。
- 7 平成29年3月31日、実施機関は、本件行政文書1から5までについて、条例第7条第2号及び第6号に該当することを理由に、本件部分開示決定を行った。
- 8 平成29年5月30日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、本件部分開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 9 平成29年6月21日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書等によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、A病院とB病院の結核病床廃止について不公平・不平等な取扱いを受けたこと等を論点にして、当時県と裁判中であり、熊本地裁に対し、重要な証拠書類として、B病院の建物平面図等の文書提出命令を申し立てたが、県が「変更前及び変更後の建物平面図等は148枚もの大量に上るもので、訴訟をいたずらに混乱させる」、「図面は本裁判とは無関係である」との虚偽の主張を繰り返したため容認されなかった。

- (2) 今回、県が「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」や「おそれ」の程度について個別具体的な検討を行い、「病院の保安上又は個人の特定につながるものとして不開示とすべき部分等を除き」、変更後の図面の大部分を開示したことは評価するも、これと比較すべき変更前の図面を不存在として不開示としたことから、審査請求人が求めている事実解明が結果として不可能となっている。
- (3) 変更前の建物平面図及び一部不開示となった変更後の建物平面図は、A病院とB病院の結核病床廃止について不公平・不平等な取扱いを受けたことを証する重要な文書であると考え、全面開示を引き続き求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの弁明書等での説明内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 個人の氏名及び職名（公務員を除く。）、一級建築士の登録番号及び氏名については、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、不開示とした。
- (2) 病院平面図のうち、広く一般に詳細な位置関係等が公表されていない、又は外来患者や見舞客等の病院職員以外の者（以下「一般人」という。）が容易に立ち入ることができない部分であって、開示すると医療機器、医薬品、金銭、建物、患者や職員等の安全管理や個人情報の保護等に支障を生じるおそれがある部分（現在撤去済みの建物部分を除く。）については、条例第7条第6号オに該当し、公にすることにより当該法人の内部管理情報が公開されることとなり、犯罪等に悪用される等、経営上の正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。
- (3) 前回部分開示決定においては、病院という施設の性格上、傷病の治療、療養のために入院中の患者の安全確保、医薬品及び放射線機器を含む医療機器、診療録等個人情報の管理上の保安の趣旨から、病院平面図について、当該病院が自ら開示している（院内案内図に表示されている）部分以外を不開示としたものであった。このことについて前回答申では、「支障」や「おそれ」の程度について個別具体的な検討がなされていないと指摘された。そのため、当該病院の各室、通路、ホール等を、個別に保安上の観点から分別し、また、一般人が容易に見通せる範囲は開示とするなどの検討を行った結果、不開示部分を縮小し、本件部分開示決定を行ったものである。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明内容に基づき、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件部分開示決定の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

個人の氏名及び職名（公務員を除く。）、一級建築士の登録番号及び氏名については、前回答申の第5の1（1）で判断したとおり、不開示としたことは妥当である。

(2) 条例第7条第6号該当性について

ア 実施機関における病院平面図における不開示部分の判断基準等

当審査会は、前回答申の第5の1（3）において、条例第7条第6号該当性について、「実施機関は、開示という原則に従い、個別具体的に支障が生じる理由を列挙した上で不開示範囲を決定するべきであった」としている。そのため、本件部分開示決定においてどのような検討を行い不開示部分を決定したかについて、実施機関に対し詳細な説明を求めたところ、次のとおりであった。

(ア) 病院内の各室、通路、ホール等を、一般人が位置関係を容易に把握することができる（立ち入る若しくは見ることができる、院内案内図に室名及び位置が明記してある等）かどうかにより分別し、容易に把握できる場所については保護が不要であるため開示とした。

(イ) 一般人が位置関係を把握することが困難であり、危険物等（医療器材機器・医療材料・医薬品・検体・遺体・感染性汚物・コンピュータシステム・金銭・保管物品・職員休憩スペース・カルテ・患者情報資料等）がある場所については、保安上の観点から、次のとおりAからEの5つに分別し、事業の適正な遂行に支障を生じるおそれについて個別具体的な検討を行い、保護が必要な場合には不開示とした。

A 病院運営管理機能（データ管理システム、空調電気関係等コンピュータシステム等）のある場所については、いたずら等により病院管理に支障が出るおそれがあるため保護が必要。

B スタッフ控室等（当直室、仮眠室等）については、仮眠等の場所であり安全確保が必要かつ個人財産の盗難等のおそれがあるため保護が必要。

C 医療機器、医療材料、医薬品、検体、給食等のある場所については、それらの安全管理に支障が生じ、異物混入やいたずら等による重大な医療事故発生及び盗難等のおそれがあるため保護が必要。

D 個人情報、金銭、物品等の管理を行っている又は個人情報、金銭等が頻繁に存在する場所については、盗難、個人情報流失のおそれがあるため保護が必要。

E AからDに関連する通路については、保護が必要な場所への動線であるため、保護が必要。

イ 条例第7条第6号該当性の判断

病院は患者に医療を提供する施設であるという性質上、独立行政法人等が行う事業であっても、医療機器や患者等の安全管理、医薬品等の盗難防止、患者の個人情報の保護等には細心の注意を払う必要があり、公にする情報次第では、異物混入や医療機器へのいたずら等による重大な医療事故の発生、医薬品や金銭等の盗難、患者の個人情報流失等、「事業の適正な遂行に支障が生じるおそれ」があるという主張は十分理解できる。また、実施機関は、前回答申で指摘された点を踏まえ、その「支障」や「おそれ」の程度についても、病院経営という事業の観点から個別具体的な検討を行った上で保護が必要な場所を決定していると認められることから、その判断基準は妥当なものであると言える。

さらに、当審査会で本件行政文書1から5までを見分したところ、実施機関は、上記判断基準に基づいて不開示部分を決定していると認められた。

よって、病院平面図のうち、実施機関が条例第7条第6号オに該当するとして不開示とした部分は妥当である。

## 2 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島正剛  
 会長職務代理者 原島 良成  
 委 員 立石 邦子  
 委 員 井寺 美穂  
 委 員 末松 恵美

## 審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年 6月21日	・ 諮問（第184号）
平成29年11月 8日	・ 審議
平成29年11月29日	・ 審査請求人から意見書を受理

平成29年12月13日

・審議